

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5期 第4回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局(担当課)		ごみ減量推進課
開催日時		令和2年10月28日(水) 9時56分～11時42分
開催場所		豊島清掃事務所 講堂
議 題		1 開 会 2. 議 事 (1) 豊島区災害廃棄物処理基本計画について (2) 豊島区一般廃棄物処理基本計画改定の方向性・前回の審議会ご意見について 3. その他
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 人
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	松波淳也、山田正人、田中幸一郎、青木正典、小田原治美、須藤泉、藤居秀三、磯一昭、西山陽介、永野裕子、川瀬さなえ、石原淳子、南手千津子、三原真理子、高桑光浩、佐々木渉(敬称略)
	そ の 他	ごみ減量推進課長、環境政策課長・環境保全課長兼務、豊島清掃事務所長
	事 務 局	ごみ減量推進課計画調整係長、同主任 ごみ減量推進課事業推進係長、 清掃事務所管理係長、豊島清掃事務所作業係長、 清掃事務所統括技能長、清掃事務所指導係技能長

審 議 経 過

(9時56分開会)

1. 開会

2. 議事

○会長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は2件の議事を予定しております。初めに、1、豊島区災害廃棄物処理基本計画について、事務局から案のご説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは、資料4-1号をご覧くださいたく存じます。豊島区災害廃棄物処理基本計画の案ということでご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきたいと思います。

本日は、災害廃棄物処理基本計画というものでございます。こちらは、災害に伴いまして発生します廃棄物の処理に関しまして、基本的な考え方ですとか、それから処理を進めるに当たっての必要な体制ですとか、それから処理の実際の方法といったことの基本的な事項を定めた計画というものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。第1章ということで、基本的事項ということでございます。

計画の背景と目的でございますけれども、東日本大震災、それから熊本地震などをはじめとしまして、自然災害が多発している状況が続いております。こういった状況を踏まえまして、環境省では平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定しまして、30年3月にその方針を改定するといった形での災害対応力強化のための取組を進めているという状況でございます。

また、東京都のほうでは、平成29年6月に東京都災害廃棄物処理計画ということで、大規模災害の発生で都内の市区町村が被災することを想定した対応といったものも、東京都の取組というところをまとめているというところでございます。

区におきましても、こういった国の指針や都の計画を踏まえて、特別区で、災害廃棄物処理対策ガイドラインといった、都内の各区が対応を進めていく、そのガイドラインというものを策定しておりまして、本区もこのガイドラインを基にしながら、首都直下地震に対する平常時の備えといったものを示す災害廃棄物処理基本計画、こちらを策定するというところで進めているというところで、本日、案をお示しさせていただくというところでございます。

4ページをご覧くださいと思います。4ページの上の図にあります、今お示しをしておりますのが災害廃棄物処理基本計画ということで、基本的な考え方や具体的な対策方針を定めた基本計画ということでございますが、実際に災害等が発生した際には、実際の被害状況や避難の状況、それから災害廃棄物の発生状況、そういったものを踏まえて、豊島区災害廃棄物処理実行計画、今度は実行計画、発災した場合には実際の被害

状況に応じた処理方法、スケジュール等を示した実行計画を策定するというような流れになっているというところでございます。

それから、対象とする災害ということで、この計画につきましては、自然災害のうち主に地震災害を対象として策定をしております。風水害、台風被害等も最近多発をしているというところでございますけれども、基本的な処理の流れというものは、地震災害と、同じと考えておまして、被害の状況が区内全域というよりは、ハザードマップ上での一部浸水が想定されている地域、そういったところに被害が集中するのかなというふうに考えております。

5 ページ、本計画で対象とする災害廃棄物は、また後ほど触れさせていただきますが、例えば被災した住民の方から排出される生活ごみ、普段の生活で排出される生活ごみですとか、それから避難所の施設で排出されるごみ、生活ごみ、避難所ごみというふうに呼びますが、こういったものも出ます。それから損壊した家屋のほうから排出される家財道具、使えなくなってしまって搬出をする家財道具、これを片づけごみというふうに呼んでおります。それから被災建築物を解体する、倒壊してしまった建物、そういったところで撤去する際に発生する廃棄物、これは、がれきといった形になりますけれども、こういったものですとか、それから道路啓開や救助活動に伴って生じる廃棄物、これもやはりがれきというふうな形になるかと思いますが、こういったものですとか、あとは仮設トイレから出てくるし尿とか、そういったものが様々発生するというようなところが想定をされるというところでございます。

8 ページにお進みください。1-5 というところで、今回対象としている被害想定というところでございます。首都直下地震による東京の被害想定ということで、平成24年に東京都の防災会議のほうで示されております被害想定がございまして、本区において最も大きな被害が想定されている東京湾北部地震、冬の夕方18時に発生をして、風速8メートルの数が吹いているという状況ですが、これが最も大きな被害が想定されているところでございますが、こちらの場合での被害を想定しているというところでございます。

例えば建物の全壊の数ですと、合わせて1,679棟といった状況ですとか、建物の焼失の棟数が1,355棟といったような形で様々な被害が想定されている。物的被害がありまして、また、人的被害といったところでも、死者は121人、避難人口は、避難生活者、疎開者人口を合わせて5万2,485人。それから滞留者、帰宅困難者といった方なんかも想定されているというところでございます。

次の9ページからは、じゃあ、被害想定に基づく災害廃棄物がどのぐらい発生することが想定されるのかというところでございます。先ほど出ました建物の倒壊の棟数ですとか焼失の棟数といったところで、それぞれ、まずは1番の災害ががれきといったところですが、これは倒壊した家屋の建物のがれきといったものになりますけれども、こちらは、様々な想定等での計算式なんかもございますので、そちらに当てはめて考えていき

ますと、区内ではおよそ64万トンの災害がれきが発生するというふうな形で想定をされているというところでございます。

それから、次の10ページでございますが、2番の生活ごみというところでございます。この生活ごみというのは、被災した後も通常の生活で排出される日常のごみとイメージをいただければと思いますけれども、この生活ごみの発生量が1日当たり158トン程度発生すると想定をしております。

11ページの3番で、避難所ごみということで、これはまさに避難所から発生をするごみの発生量、これは1日当たり27トンと、避難者数と発生する単位といったところからこういったところが想定されて出されているというところでございます。

それから、4番の片付けごみですが、こちらは主に家財道具、タンスですとか大きなもの、そういったものが出てくる発生量ということで、これは最小と最大でかなり差があるんですけれども、被災した世帯に対してどのぐらいのものがというのは、次の12ページでございますが、畳の発生量、これによってかなり異なってくるかなというふうなところでございます。実際、家屋の棟数などは分かるんですが、各家庭の中にどのぐらいの畳があるのかというところは、ちょっとなかなかそこまで把握するところは難しいというところですので、最小の場合と最大の場合とで発生する量というところの想定がちょっと異なってくるかなというところはございます。

それから、5番、し尿ということですが、し尿の発生量ということで区内では1日当たり19万5,730リットルということで、13ページの一番下でございますが、1人1日の平均の排出量としては1.7リットル程度のものが発生するというところで、この被害想定と、そういったところからの計算式に当てはめて、それぞれ推計をされているという状況でございます。

14ページ以降は、2章から、組織体制というところで書かれておりますが、まず、17ページまでお進みください。

協力・支援体制というところでございますが、実際に震災等が発生した際には様々な機関から協力をいただきながら、様々な救助活動、それから災害廃棄物の処理を行っていくということになります。最初、自衛隊・警察・消防との連携というところでございますが、こちらは主に、やはり道路上の災害がれきの撤去ですとか倒壊家屋の撤去、そういったところの支援をいただくというふうな形になるかなというふうに考えております。

それから、下の都の支援といったところですが、他府県への広域の支援の要請というところは、やはり東京都を通じてということになります。人的支援ですとか資機材の支援、廃棄物の処理といった支援が想定されますが、こういったところを、東京都からの支援も念頭に置いているというところでございます。

それから、18ページは、特別区間の連携でございます。災害廃棄物の処理全般におきまして、特別区相互協力体制のもとに共同処理を実施するというところで、特に焼却

ですとか、がれきの破碎、それから最終的な埋立ての処分とか、そういったところにつきましては23区の共同処理といったところを基本に考えております。それらを実現するべく、特別区、清掃一組、それから各種団体と、収集運搬、処理処分に関する協定を締結しております。

それから、19ページは豊島区の各自治体間の相互応援に関する協定、いわゆる防災協定を下記にある自治体と結んでおり、他市町に支援を要請するというところで考えております。協定の内容としましては、特に廃棄物の処理という形ではなく、資機材ですとか車両ですとか職員ですとか、そういったところの応援を想定しているというところでございます。

それから、下の民間事業者との連携といったところは、これもやはり主に資機材の協力といったところを想定している協定といったところでございます。

22ページ以降が第3章、災害廃棄物処理のながれとなっております。

その災害廃棄物処理のながれが、24ページと25ページにそれぞれ記載してございます。①が、がれき処理のながれということでございますが、実際は、がれき処理の部分につきましては、24ページの図の右側のほうをイメージしております。救助活動の現場で道路啓開等を行ったりする中で、応急の集積場所に、災害救助等に伴ったがれきを一旦置いた後に、一次仮置場というふうな形で、こちらは区内の公園ですとか災害時利用可能なオープンスペース等を活用しまして、一次仮置場を設けるという形で想定しております。具体的には、災害がれきを粗選別した上で一次保管する場所ということで、そういった仮置場をまず区内のオープンスペースに置くというふうな形でございます。

粗選別をして保管するというイメージでございますが、資料7ページのほうまでお戻りいただきますと写真が出ておりますけれども、こういった形で様々な廃棄物の種類ごとに粗選別をした上で置いていくというふうな形、置場をきちんとその中でも決めた上で置いていくというふうな形での仮置場というところを想定しております。

24ページにお戻りいただきまして、1つは、今はがれき処理のながれということでございましたが、もう1つ、片づけごみは、今度、24ページの左のほうの図ということで、区民の自宅からそれぞれ出てきた片づけごみ、片づけごみというのは家具とか家財などがございますが、そういったものは、まずは区民仮置場ということで、片づけごみ専用の集積所、これは場所としましては、例えば児童遊園ですとか、それから区立公園とか、そういったものを想定しておりますが、一旦、区民の方自ら、あるいはボランティアの方などの協力を得た上で、区民の仮置場、そういったところを指定した上で、そちらに一旦置いていただくと。区民仮置場から一次仮置場には区のほうで運搬をして、一次仮置場である程度粗選別をして保管しておくという流れを想定しております。

一次仮置場で保管した後に、さらに今度は、特別区が共同で数か所設置することを想定している二次仮置場ということで、各区のがれきを集積して分別して処理できるまで

の間保管する場所ということでの二次仮置場、こういったものを特別区で共同設置すると想定しておりまして、それらの一時保管をした後に、清掃一組のほうにあります破碎処理施設ですとかそういったところで破碎をして、最終的には埋立て処分をする、あるいは資源化できるものは資源化を行ったりしながら、一部の可燃物については焼却施設、清掃工場などで焼却をしていくという流れで処理をしていくことを想定しているというところで、区が収集運搬を行い、中間処理は清掃一組が行うという従来の役割分担に基づいた形で行っていくことを想定しているというところがございます。

右側の25ページが、片づけごみ、生活ごみ、避難所ごみのながれということになっておりますが、片づけごみについては、今、24ページのほうでお示しをしたようなながれというふうな形になりまして、生活ごみなんかにつきましては、ごみステーションということがございますが、各家庭から出る日常の、発災後も通常の普通の生活で出てくる生ごみですとかそういったごみということがございますが、こちらのごみについては集積所のほうにお出しをいただいた上で通常どおり収集をして、可能ごみについては清掃工場のほうで焼却をするというふうな流れになりますし、不燃ごみは、不燃ごみの処理センターで破碎等をされた後に最終処分されるという形で考えているというところがございます。

避難所等ということで、避難所から出るごみ、避難所ごみということで書いてございますが、ごみステーションに矢印がありますが、実際は避難所のほうに直接収集に回るというふうな形になるかなと考えております。収集したものによって、またそれぞれ可燃であるか不燃であるかといったところで分別をして出してもらった上でそれぞれ処理をしていくというふうな流れになるかなと考えております。

次の26ページが、③で、し尿処理のながれというところがございます。これはまず、上下水道が使用できるかどうかといったところで大きく対応が変わってきます。上下水道が被害なく通常どおり動いている状況であれば、し尿処理は通常どおりということで大丈夫ですが、それが使用できないといった場合になりますと、戸建ての住宅とかでもトイレが使えないという場合は携帯トイレ等をお使いいただいたりということになりますし、避難所なんかにおきまして、やはり仮設トイレですとか組立て式の簡易トイレ、それから下水道直結型のマンホールトイレ、こちらをお使いいただくというふうな形を想定しているところがございます。

下水道に直結しているマンホールトイレということでしたら、そのまま文字どおり下水道のほうに直結しておりますので、これをくみ取るとか、そういったところは発生しませんが、それが無い場所につきましては仮設トイレを設置して、その際には、溜まったものをくみ取った上で、一部は災害用のマンホールに投入をしたりという形でいくということになります。そうできない部分ですとか、あと、組立て式の簡易トイレ、こういったものなんかは、凝固剤なんかを使って固めてということになるんですけども、緊急的には最終的に通常の燃えるごみとは別で収集をした上で、一部は清掃工場等で緊

急避難的に焼却をするといった対応もしなくてはいけないのかなと想定をしております。

恐れ入りますが、29ページまでお進みいただきたいと思います。29ページの下でありますが、3-2の廃棄物等の撤去・収集運搬についてのそれぞれのところがございます。今説明をしました24ページ、25ページと照らし合わせながら、ちょっとご覧いただければというふうに思います。

3-2-1は交通障害物の撤去から生じる廃棄物の収集運搬ということでございますが、これは24ページの図で言いますと、上のほうにあります救助活動現場、こちらの流れのところがございますが、基本的には人命救助、それから行方不明者の捜索のために交通障害物の撤去を行って、撤去物を仮置場に速やかに移動することによって道路啓開も行うということでございます。

30ページは、3-2-2ということで、片づけごみの収集運搬ということでございます。家財等の収集運搬ということでございますが、先ほどお示ししましたとおり、片づけごみは区民やボランティアの方が区民の仮置場、これは児童遊園とかそういったところを想定しておりますが、そういったところに排出をした後、区が一次仮置場ということで、一次仮置場の想定としましては、今、区の想定で、一番大きなところを確保といたしますか想定をしているスペースは総合体育場ということになりますが、そのほか区立の公園といったところを一次仮置場として想定しているというところがございますが、区民仮置場から一次仮置場へ運搬をするというふうな形で想定をしていると。そのためには車両の確保というところも必要ですので、そういったところは各種団体等と協定等を結びながら進めていくというふうなところを想定しているところがございます。

それから、32ページの3-2-3の生活ごみの収集運搬ということでございます。生活ごみ、災害発生後も通常の家庭から出るごみの収集運搬というところがございますが、こちらの収集は区のほうで行っている可燃ごみ・不燃ごみの収集。それから、資源については事業者のほうに委託して行っておりますが、こういった際には収集するごみの優先順位、道路の被害の状況ですとかそういったところで、なかなか収集のほうも通常どおりのスピードでなかなか行けないというところもあろうかと思えますし、清掃工場の被害状況もどうかといったところも大きく影響してくるかなというところがございますので、そういったところを合わせながら、優先して収集するようごみ、例えば特に腐敗性の廃棄物である可燃ごみ、生ごみを優先して収集するとか、そういったところが被害の状況によっては検討をしていかなくてはいけないかなと考えているというところがございます。

34ページでございますが、こちらは3-2-4の避難所ごみの収集運搬といったところがございます。避難所から出るごみの収集運搬をどのようにしていくか。平常時の(2)のところの排出方法の検討でございますが、避難所の収集運搬体制については、発生量の推計を踏まえて委託業者による対応を検討するというところで想定をしております。

す。こちらにつきましても、やはり生ごみ等の腐敗性の廃棄物を優先的に収集していくとか、そういったところを検討していく。

それから、避難所の中でもしっかりとごみの分別を行うということで、分別の区分ですとか、あと収集の頻度、そういったものを、被害状況それから支援の体制等を含めてどのぐらい週に回収できるかといったところなんかを検討していくということになるかなというふうに考えているところでございます。

36ページに、先ほど説明をしましたそれぞれの仮置場の類型ということで、区民仮置場、一次仮置場、二次仮置場という形で、区で設置するのは区民仮置場とそれから一次仮置場で、二次仮置場は特別区で共同して数か所設置することを想定しているというふうなところでございます。

それぞれの仮置場の内容でございますが、40ページ以降が各仮置場のことが記載されております。区民仮置場、家財等の片づけごみを一時的に各家庭から受け入れる場所ということで、児童遊園ですとか区立公園とかそういったところを想定しているところでございますけれども、生活ごみとはしっかりと区分をして出していただくということで、区民の方自らが搬入できる一時的な保管場所ということで区民仮置場を設置しようということで考えております。

3番が一次仮置場ということでございますが、この候補地ということで、これは地域防災計画で、災害時利用可能なオープンスペース一覧ということで、その中で一次仮置場というふうなところで想定をされているところが示されているところでございますが、実際、被害が想定される中で、冒頭申し上げました、豊島区内で約64万トン、災害廃棄物が発生するというところの中で、それを保管するためには面積に換算しますと約22万130平米の面積が必要となるというふうなところでございますが、今、地域防災計画で指定されている26か所の一次仮置場、この面積が4万1,194平米ということで、新たな一次仮置場の検討ですとか、それから効率的な処理といったものが必須となってくるというところでございます。

ですので、実際発生をした際には、一次仮置場として指定されていないようなオープンスペースも、被害の状況、それから利用状況等を見ながら、そういったところの利用もどんどん検討をしていかなければいけないということと、それから区内の民有地のオープンスペース、スポーツ施設、駐車場等、そういったところを借り上げた上で、一次仮置場の場所を確保していかなくてはならないと。その際には道路条件とかそういったところも検討しなくてはならないと。あるいは場内のレイアウト、実際に粗選別をしておくというふうな形になりますので、先ほどの写真でご覧いただきましたとおり、ある程度の分別をした上でしっかりと並べていく。それから車両動線も確保していくということで、車もしっかり入って置いて置けるような形でやっていく必要があるというふうに考えているというところでございます。

43ページが二次仮置場についてということで記載がございまして、仮置場の設置・運

営は23区全体で行うということで申し上げておりますが、特別区内に複数箇所設置をするというところで想定をしております。豊島区が二次仮置場になり得るかという、そういったスペースはなかなかないのかなと。例えば都立公園ですとかそういった大規模な公園等も、なかなか豊島区内にはございませんので、考えているところでは、豊島区以外のところにそういったところが数か所設置されるようになるのかなと。それで、一次仮置場で集めた廃棄物については、そういったところから二次仮置場まで運搬するという形で、区内の一次仮置場のスペースや廃棄物の量を減らしていくという形で考えているところでございます。

45ページ以降は、環境対策等、こういったところにも配慮しながら行っていくという記載がございます。

50ページでございますが、こちらが、し尿の処理ということで記載がございます。先ほどのフローのところでも少しご覧いただきましたけれども、下水道マンホール直結型のトイレ等を設置して、そちらが利用できるということであれば、それをくみ取ったりですとかそういったところの処理は必要ないというふうな形になりますけれども、組立て式の簡易トイレですとか携帯トイレですと、これを汚物処理剤等で固めて焼却することになりますので、下水道が復旧するまで、あるいは災害マンホールトイレなんかが使えないようなところについては、緊急避難的に、この組立て式簡易トイレや携帯トイレを使って、固めた上で、清掃工場で焼却をするという形になるかなというふうに考えておりますが、ただ、清掃工場も一度に大量のし尿ごみを焼却しますと、水分を多く含んでいますので、焼却施設に負荷をかけてしまうので、この投入については通常の可燃ごみとは別に収集していく必要があるかなと考えているところでございます。

53ページでございますが、今度は思い出の品・貴重品ということで書いております。損壊した家屋を解体したり撤去したりする際に、所有者の個人にとって価値が認められる思い出の品、それから貴重品といったものが出てくるということになります。こういったものについては廃棄をしないで、区の施設等を確保した上で、ボランティア等の協力を得ながら整理・保管して、可能な限り所有者の方にお渡しできるような形にしていくということが重要なかと考えております。

その具体的な品物ですが、54ページに記載をしておりますけれども、アルバムですとか写真ですとか、それから位牌や賞状、そういったものが思い出の品。あとは貴重品といったものを、区の公共施設なんかで保管をして引き取っていただくということも必要かなと考えているところでございます。

59ページまでお進みいただきまして、3-5-1ということで区民への周知ということでございます。区民の仮置場ですとか、それから一次仮置場ですとか、それから生活ごみもどのように出していただくか、避難所のごみもどのように出していただくかといったところが通常とは異なるルールになってくるところでございますので、やはりそういったところの情報を速やかに周知していく必要があるというところでございます。

それから、片づけごみなんかを、自宅から区民仮置場まで運び出す際に、例えば災害ボランティアの協力を想定しているところがございますけれども、こういったところも、ボランティアの方にも、その出し方ですとか、どの場所が使えるかといったところをやはり決めた後に、速やかに正しく伝達をしていく必要があるというところで考えております。そういったところが59ページから60ページにかけて記載がございます。

61ページも、今申しました災害ボランティアの方へ協力いただくために、区民仮置場、一次仮置場の状況等をしっかりと周知していくと。分別方法等についてもしっかりと周知をしていくというところが必要になってくるかなというところでございます。

65ページからが第4章ということで、計画の見直し、教育訓練というところがございますけれども、また被害想定が変わった際にはこういったものを改定してまいりますし、この計画に基づいた、もっと具体的な実際の訓練とかこういったことをやっていきながら検証等もしていくというところが必要になってくるかなというところで記載をしているというところでございます。

ご説明が大変長くなってしまいましたが、このような流れで災害廃棄物の処理をしていく、基本的な方針というところで案を策定したというところでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございます。災害廃棄物処理基本計画に関しましての案ですね、これについての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○藤居委員 藤居秀三と申します。この案のもとになった、他県と申しますか、九州であったり、ついこの間、東日本であったり、その結果出てきた状況を踏まえて、この対応に書かれているのかというふうに思うんですけども、そこだけちょっとお聞かせ願えないかなと。

○ごみ減量推進課長 こちらの計画でございますが、一番の大本になっているのは特別区の災害廃棄物処理の対策のガイドラインということでございますが、もちろんこれまで様々発生した東日本の教訓ですとか熊本地震の教訓ですとか、そういったものを踏まえた国の指針も策定されておりますし、そういったところを参照しながら特別区で策定したガイドラインに沿って策定をしております。地方の都市ですとかそういったところとは、やはりスペースの関係、土地利用の関係等も大きく異なってくるというところもございまして、特に豊島区なんかは、そういうオープンスペース等も少ない、自ら埋立ての処理施設なんかのスペースもないといったところの中で、特別区に合ったといったところから、一次仮置場とか二次仮置場とかが出てきておりますが、こういった形で清掃一組等とも分担しながらやっていくというふうな形でつくられているというところでございます。

○藤居委員 これから今、具体化するという、例えば置場の問題にしても、学校の校庭は使えないのかとか、そういうふうに……。ないですから。あと、隣の板橋区は結構余裕

があったりして、共同で何かできないのかなとか、そういうふうな感じは持つんですけども。あと、板橋区の場合、一部、河川のところがかなり、一時的には広大に使えるんですね。豊島区はそういう割当てはないのかなと。そんなことを一時、思っていたものですから。

以上です。

- ごみ減量推進課長 ご指摘いただきましたとおり、先ほどもお示ししましたとおり、一次仮置場をはじめとするスペースがやはり今の想定だと全然足りていないというふうな状況があるというところでございます。

藤居委員にご指摘いただいたとおり、やはり河川敷といったところは非常に置場としてはスペースをかなり確保できるのかなというところがあります。ですが、自分の区内でこういったところを確保するというのがなかなか難しいので、近隣区ですとか、あるいは少し離れた、協定等を結んでいる自治体とか、そういったところの協力を得ながら、いかにスペースを確保していくかといったところがやはり重要になってくるかなと考えているところでございます。

- 会長 ほかにございましたらお願いします。

- 永野委員 今もお話がありましたけれども、やはり仮置場のスペース確保、仮置場だけじゃなくて、スペース確保も非常に重要な問題かなと。やっぱり災害廃棄物って混合状態になっているというのが非常に処理を難しくしますし、環境を悪化させるというところがありますので。まとめてというか、ごみとして出したときには分けられていても、またその処理に時間がかかると混在するとか、そういうこともあるので、スペースをいかに確保するかが非常に重要だと思います。具体的に名前が挙がったのは総合体育場だったんですけども、例えば西で大きな場所はどこを想定しているのかなというのが、まず率直に思ったんですけども。

あと、やはり豊島区は狭隘な道路が多いので、動線をどう確保するのかというのが非常に重要なのかなと。あと、二次仮置場が設定されたとしても、やはりそこまでの動線というのがどうあるかということも重要なことなのかなというふうに思います。

いずれにしても、今、藤居委員もおっしゃったように、東京都とか、あと近隣区とやっぱり協力しないと、災害時の問題はなかなか。協定の都市はありますけれども、遠くまで廃棄物を運ぶということは現実的ではないと思いますので、やっぱり近隣区、近隣地域との連携だと思いますけれども、ただ、ごみを引き受けてくださいって、なかなかできないですね。だから、そこは調整役を都なり一組なりの中でやっていただいとということじゃないと、平常時にその話がある程度できていないと、非常に難しいだろうというふうに……。みんな災害が起きると、目の前の自分の自治体のことで精いっぱいになりますから。計画はそれぞれの自治体で立てるものなので、それぞれ動きがばらばらだと思ってしまうんですけども、計画設計の段階からそういう話がある程度できると非常にいいんだろうなと思うんですが、そういう調整なり議論の場というのが設けられるのか

どうなのかというのはいかがでしょうか。

- ごみ減量推進課長 ありがとうございます。災害時利用可能なオープンスペースの中で一次仮置場として想定されている総合体育場でございますが、例えば西側というところでいいますと、長崎公園といった辺りなんかが想定されております。それから千川上水公園、南長崎はらっぱ公園や千早公園、千早フラワー公園、そういったところも今のところでは想定されているというところがございますが、やはり面積的にはかなり小さいところがございますので、今のところ一番大きいところは総合体育場というふうなところで、こういったところのスペースを、実際の被害等、それから活用の状況等を見ながら、いかに確保していくのかがやはり重要なというふうに考えております。

それから、協定を結んでいる自治体というところがございましたが、ご指摘いただきましたとおり、実際に運ぶとなると相当な距離があるというふうなところなので、それを車両で運ぶというのは非常に困難であろうというふうに考えておりますし、鉄道等の貨物輸送がどうかというところではありますが、区内でそれを積み込めるような場所というところもございませんので、そういった手段を取るのなかなか難しいのかなというところの中で、やはり近隣のところに協力をいただきながら置かせていただくというふうなところを検討していかないといけないのかなというふうに考えております。

23区の清掃担当の課長会なんかでも、こういったところの、特に部会等も設けながら、この災害廃棄物の対応とかというものを検討して、そういったところでも、ガイドラインというものもつくられたりというところがございますので、その会議体等を中心にしながら、各区の計画の策定も、現在9区策定をしているというところで、策定している区もどんどん進んで、検討も進んでいくと考えておりますので、そういったところの中で具体的な一次仮置場とか二次仮置場の利用についても検討していきたいと考えております。

- 永野委員 仮に鉄道輸送という話も出たんですけれども、それぐらいの規模になったときに、各自治体単位で判断しなきゃいけないことなんですかね。東京都なり全体で、それぐらいの大きなものを広域で輸送となると、そういうことになるのかなと。私が今触れたこともあって、そういうふうにお答えいただいたんだと思うんですが、やっぱり東京都だったり一組だったり、23区全体の範囲でそれは考えることなのかなと。一自治体同士のつながりの話ではないのかなというふうに思いながら伺いました。

あと、先ほど、やっぱり狭隘道路が多くて動線確保ということについてはあまり詳しいお話がなかったと思うんですけれども、ここは危ないよねとか、その辺は、いろいろ、ここが止まっちゃうと厳しいねみたいなどは、行政のほうで把握して、いざとなったときのための対応というのをしておく必要があると思うんですけれども、木密の道路の整備とかも、そののところもあって整備していると思いますが、やっぱり動線ということで、いろいろな想定を持っておく必要があるかなというふうに思いますので、そこだけ伺って終わります。

○ごみ減量推進課長 失礼しました。道路の動線の確保というところもやはり非常に重要だと考えております。その状況を見た上でないと、実際の運び出しをどうするのかというところも、また出てまいります。また、大きな車も入れないというところで、どうしても小型の軽ダンプとかそういったものなんかで運び出さざるを得ないといったことなんかも出てきてしまうので、どうしても効率というものはなかなか、大きな道路のあるような地方と比べても、やはり難しいのかなというところもございますので、道路の状況とかそういったところは、しっかり確認をして共有をした上で、どのように仮置場を置くのかといったところをしっかりと考えていきたいと考えております。

それから、鉄道輸送といったところなんかは、ご指摘のとおり、実際に一自治体でということではなくて、もうそのぐらいのレベルになると本当に東京都ですとか23区共同してとか、そういった形でやはりやっていかないといけないなというところは、そのとおりかなというふうに思います。

○高桑委員 今回の基本計画は、本当に基本的な計画なので、具体的なことは書いていないです。例えば一次仮置場はどこかというのは、地域防災計画の資料編では、総合体育場と、あと区立公園はほとんどが一次仮置場ということで丸がついているんですね。じゃあ、具体的に本当に起きたときにどこを使おうかということとか、先ほどお話のありました動線、ここをまず広げないと動線は確保できない、その道路はどこなのかとか、具体的なことは書いていませんので。また、先ほど藤居委員からもありました、板橋区の河川敷を使うといいんじゃないかとか、そういうことは全然、具体的なことはここには書いておりません。

なので、これは来年度予算を今要求しているところなんですけれども、もっと細かいマニュアルといいますか、もっと具体的なこと、それを見ればすぐ動けるような、そんなものを、これを基本としながらつくる必要があると思いますので、それはこれからやっていくことかなと思っております。

それから、ほかの区との連携とかなんですけれども、先ほどお話がありましたけれども、課長会でも話し合っているようなんですけれども、全然進んでいないですよ、具体的な話にはなっていないと思います。先ほど永野委員からもありましたけれども、おたくのここを使わせてくださいというのは、平時だとなかなか厳しいのかなと。だから、先ほど申し上げたマニュアル、うちの区のマニュアルとして、ここを使おうなんていうものを、あらかじめこちらでそういうものも想定をしておいて、いざというときにはすぐそこをお願いするとかという形にならないと、平時になかなか、協定を結んで万が一のときには練馬区のこの公園を使わせてもらうという話は、なかなか厳しいのかなということがありますので、すぐ動けるようなマニュアルをつくらなければいけないということと、それから、ほかの自治体との連携なんかについても、想定はしておいて、いざというときに使えるように準備しておくということが実際なのかなと、私の今、個人的な考えなんですけれども、そんなふうに思っています。もちろん、ちゃんと今から

その連携ができればいいんですけれども、ちょっとそれは時間がかかるのかなと思って
おります。

以上です。

- 佐々木委員 永野委員からご指摘があった、やはり計画そのものは自治体が考えていく
中で、近隣との連携というところなんですけれども、私が個人的に知っている範囲でお
答えしますと、18ページをご覧くださいと思います。18ページの一番上の表で
す。特別区、清掃一組、清掃協議会の協定のところで、特別区の中で、特別区災害時相互
協力及び相互支援に関する協定というものが特別区間で既に締結されておりまして、こ
の中には災害時の遺体安置ですとかいろいろな取り決めがありまして、その中の1項目
として災害廃棄物というものがございます。

この協定そのものは防災担当課長会とかそういったところで所管していると思いま
すが、その災害廃棄物につきましては、ここから清掃・リサイクル関係のところに災害廃
棄物処理対策検討会というものを設置して検討していくということで、ここ数年間ずっ
と、副区長会から防災担当部長会に下命され、さらにそこから依頼をされて検討してい
るという流れになっています。

そこで、表にお戻りいただきまして、②番のところに、災害廃棄物の共同処理等に関
する協定、こちらがやっと、私の記憶では令和2年4月に締結されまして、ここで、2
3区共同で処理をしていかなければならない内容につきましては、共同で災害廃棄物処
理対策本部を設置するという形になります。この災害廃棄物処理対策本部を設置して、
二次仮置場以降の調整ですとか仮設の処理施設をどうするかとかという話を進めていく
という流れがやっとできているというような状況に今あるかと思えます。

そのようにして、二次仮置場とかその辺については23区共同で処理をする、それが
手に負えなくなってしまったら東京都に広域支援を要請していくといった流れになるの
が基本なのかなと私のほうでは見ております。

- 山田委員 計画を見せていただいて、一番大変な事務である補助金申請が最後にきちん
と書いてあったので、大変よろしいと思えました。ここは本当に皆さん苦勞されていま
す。何をしたかということをちゃんと記録しておかないと、なかなか通らない。事前に、
よくシミュレーションしていただければと思います。

あと、仮置場の話がありましたが、場所もそうなんですけれども、発災時の後はいろ
んなものが同時に動きますので、まず人が足らなくなるというのがありますので、やは
り事業継続計画、BCPと言われるものをきちんと、ごみ処理でも立てられて、人を確
保するというをまずしたほうがいいと思います。

それから、仮置場の話ですと、いい場所、例えば屋根がある場所などは、まず最初に
避難所に使われますので、そこを頭に入れて、そうでないところはどこかというところ
を想定しておいたほうが私はいいと思います。

それからあと、ごみの種類示されていなかったのが、廃自動車だと思えました。壊れ

ていなくても乗り捨てられてしまう車が結構たくさんあり、これは非常に邪魔になりますので、これをどうするかというのは多分、豊島区だけの問題ではないかもしれませんが、考えておいたほうが良いと思います。

あと、この会議で、災害廃棄物処理計画が示されるのは、平時の基本計画との関係のためだと思うんですけども、その観点で考えると、まずは廃棄物処理施設というのがエネルギー源であり、比較的堅牢な建物でありますので、さらなる強靱化が最近よく言われています。避難所に使ったり電力供給をしたり、豊島区の場合は温水供給もできますよね。なので、平時からのそういった施設の改変、改修みたいなもの、これはどちらかという和一組さんの話かもしれませんが、というのが課題としてあると思います。

もう1つは、災害ごみというのは、実はかなりの量が埋蔵ごみなんですよね。タダで出していいと言ったら、ブラウン管テレビとか、そんなものがたくさん出てきますので、それをなるべく平時に出してもらおうということも、ごみを減らす対策としては大事なことだと思います。

計画を見させていただいた、私の雑感はそのようなところです。

○ごみ減量推進課長 ご指摘ありがとうございます。補助金の関係というところのお話がありました。今回、この計画を策定するに当たって、特別区のガイドライン等も参考にしたというところはもちろんあるんですが、実際、昨年、台風19号の被害を受けました埼玉県東松山市に、実際の仮置場の運営支援ですとか、それからあと補助金申請の支援のための業務の支援も、事務的な業務の支援も職員が行かせていただいたということがございました。やはりそこでの経験が実際ここにも生きてきているというふうなところでございます。

実際に補助金の業務のほうは、本当に膨大な量の写真とか、いつ何を運び出したのかとか、ビフォー・アフターの写真をしっかり撮っておけばよかったとか、やはりそういったところの反省なんか非常に、東松山市の方から伺ったりしましたので、そういったところはやはり非常に重要ななと思っております。

仮置場の人の確保といったところも、実際に東松山のほうも、仕切る人がいて、このごみはこちらに搬入してとか、あと、人もそうですし、やはり機材とかそういったところも、重機の関係ですとか、あとは下に鉄板をしっかりと敷かなくてはいけないと。最初は畳とかを敷いていたというんですが、すぐにぐちゃぐちゃになってしまって、車も全然走れないというふうなところで、やはり鉄板をしっかりと確保して、車が入れるようにする、それぞれの置場を決めて順々に置いていってもらおうと。そういったところもやはり重要ななというところもしっかり確保しなくてはいけないというところでございます。

あと、いい場所を避難所に使われてしまうというところは実際あるかと思います。特に屋根のある場所を中心に、実際、避難所になってしまう。その同じ避難所のところ

に今度は仮置場を置くというところはなかなかやはり難しくなってくるのかなというところもございますので、その辺も念頭に置かなくてはいけないというふうに思います。

それから、廃自動車の関係は、今のところ記載がなかったので、ほかに策定しているところとかで参考にできるようなところがあれば、ちょっとその扱いについても確認したいというふうに思います。

それから、普段から出てくるテレビ、そういったものなんかについても、やはり状況によってはすぐに処理しなくてはいけないようなもの、そういったものの優先順位とかも中にはつけなくてはいけないのかなというところもございますので、併せてちょっと、そういったルールの方をどうしていくかというところもやはり念頭に置いていかなければいけないかなというふうに考えております。

処理施設のエネルギー源とかそちらのほうは、佐々木委員……。

○佐々木委員 豊島清掃工場長の佐々木でございます。

先ほど山田委員からご指摘のあった処理施設の強靱化、それからエネルギー源ということでございますが、こちらのガイドラインが決まった以降に建設された清掃工場につきましては、こちらの機能を有するように計画・設置をしておりますが、豊島清掃工場につきましては、もう既に21年経過している工場でございますので、そういった仕組みができる前に設計された工場ということで、その機能を果たすのはなかなか、今の段階ではまだ難しいところがございます。

一方で、豊島清掃工場でございますが、災害が起こりますと、東京都震災対策条例に基づきまして、災害対策基本法とか災害救助法等の規定に基づく災害応急対策の活動拠点、自衛隊ですとか警察・消防、それからライフライン、そういったところに用地を提供するという協定を結んでおまして、なかなか避難の拠点には使いにくい状況はございますが、そちらを優先して、災害応急対策部隊の活動拠点として地域に貢献をしていくという現在の計画でございます。

○田中委員 田中でございます。今発言された方と大体関連したようなことになってしまう、私が先に言おうと思ったんですけども、言われてしまったんですけども。

実は、直下型地震において災害が起きたということになりますと、当区だけではなく、やっぱり23区ほとんどが被害を被るということになると思います。先ほどお話が出ましたように、廃棄物の処理の完全撤去する、処理をどのように、置場をつくるかということでお話が進んでおりました。ただ、やっぱり私が一番心配しているのは、避難場所の完全な不足。絶対これはもう、30万近い区民が、全員とは言わないにしても、ほとんど避難所、それから避難場所といいますが、それが絶対に不足しているということが現状であります。

ただ、ごみを捨てる場所を、空いている場所に全部持っていってしまうとなりますと、その避難場所の不足の解消をどのようにするか。それから、もう1つは、廃棄物の完全撤去に要する時間はどのぐらい要するのかということがまず1つあります。それから、空

いているところに、やっぱり尊い人命を守るためには、仮設住宅も必要になるということになりますと、その仮設住宅をどこに持っていくのかと。これは今回の清掃の問題とは違うかも分かりませんが、やっぱり人命を守る意味においてはそういうことも必要だと思います。

東日本においては、女川の焼却を当工場で、佐々木工場長、されたということで、大変私も感銘しておるところでございますけれども、そういうものも、やっぱり皆さん方、関連してやっていかななくてはいけないんじゃないかと思っておりますし、また、16～17か所、防災協定を結んでいる都市がございますよね。そこら辺のところと、戦時中、疎開をしたような関係ですね、避難民が困らないような、何か割当てを、協定を結んでいただけたらよろしいんじゃないかなというふうに思っておりますし、廃棄物に関しては、人命をまず第一に考えて、空いているところはどこでもいいから置いてしまえというような考え方、それはなしにしていただけないかなというふうに思っております。ご回答いただきたいと思っております。よろしくどうぞ。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。ご指摘いただきましたとおり、避難される方の人命といったところをもちろん優先して考えていかななくてはいけないかなというふうに考えております。

避難するスペースという形になりますと、屋内での、建物の中に避難して、そこで一定期間生活をしていただくということになるかなと思います。一方、廃棄物に関しては、やはり屋内ということではなくて屋外のオープンスペースに置くことになりますので、実際避難をしている期間、避難する期間、仮設ができて出られたりですとか、自宅に戻られたりというふうな形で避難している方の人数というところも状況によって変わってくると思いますので、そういった状況を見ながら、避難所もどンドン時期とともに縮小していったりとかというふうなところもあると思いますので、そういうところを見ながら、廃棄物の置場をどうしていくかというところも考えていかなければいけないかなということでございます。

仮置場の設置の時期は、37ページのほうに設置時期というところに書いてございますが、上に(3)仮置場等の設置時期ということでございますが、ご覧いただくとおり、例えば児童遊園とかを想定しているような区民の仮置場というふうな形になると、ここで見ますと1か月ぐらいというふうなところの想定でございますが、一次仮置場というふうな形になりますと、やはり最長で3年ぐらいとか、そのぐらいの長い期間、なかなか処理が、最終的に全部処理するまで、豊島区の発生量だとそのぐらいかかるのではないかと想定もしております。非常に長い期間が想定されるというところでございます。これもやはり避難している方のスペースとか避難者の数ですとか、そういったところを見ながら、避難所として閉鎖して、さらにそこにオープンスペースがあるというところでしたら、そういったところを追加で仮置場に指定したりですとか、そういったところの運用をうまくやっていかななくてはいけないかなというふうに考えております。

それから、自治体との協定のところでございますけれども、やはり人とか資機材の協力といったところが廃棄物処理の関係だと中心になってくるのかなというふうに考えております。実際に廃棄物を運搬して保管をしていただくとかというふうな話になりますと、距離というところもやはりなかなか出てくるかなというところがございますので、やはり人や資機材等の協力といったところを防災拠点の中では、自治体等とは進めていくというところになってくるかなというふうに考えてございます。

○会長 コメント、ご意見等がございましたら、お願いします。

○三原委員 先週なんですけれども、清掃工場から町会のほうにチラシが配られたんですね。回覧のチラシなんですけれども、ごみの捨て方をこういうふうにしてくださいとモデルケースが出ていたり、清掃工場のイラストがちょっと泣いていたり、とても私たち区民にとっては親しみやすいごみの捨て方のチラシだったんですね。分別ごみをきちんとしていないと、こういうごみが清掃工場に残っていますというお写真もついているんですけれども、私たち、災害のときって、きつともっとパニックになっちゃうから、普段から、このごみの捨て方をもう一度私たち区民が見直すような、あのチラシはすごくよかったなと思ったので、生ごみを混入させないようにと言われても、そのときに、ちゃんとくせをつけていないとなかなかできないと思うんですね。だから、ああいう啓発のこともちょっとしていただくといいかなと、すごく思いました。

以上です。

○ごみ減量推進課長 ご指摘ありがとうございます。まさに普段の状況の中でも、ごみの分別というところをしっかりとやはりやっていかないといけない状況になっております。そのような状況になってきたのは今年の4月以降。ちょうどコロナによる外出自粛の期間といった辺りから、まずは家庭からのごみ量が増え始めました。その中で、特に不燃物の混入も非常にあってというところで、この間、9月までに3回清掃工場の焼却炉が停止せざるを得ない状況になってきているというところがございます。

本当に基本的な分別である金属、陶器、ガラスごみを可燃ごみに入れないようにしていただきたいという、そういう基本的なお願いを現在しているというところで、この間いろんな場を使いまして、区政連絡会等でも周知をさせていただきましたし、それからイベント、展示もさせていただいております、今ちょうど清掃事務所、ここの講堂に入る前のところにも一部置かせていただいておりますが、この間、分別を改めてお願いしているというところがございます。

やはり災害の際も、そういう分別をしっかりと上を出していただくことが重要になってまいりますので、そのためにはご指摘のとおり普段からしっかりと分別をしていただくという意識もやはり必要になってくるというところがございますので、そういったところは改めてやっていきたいかなというふうに考えております。

もし工場の状況等があれば……。

○佐々木委員 豊島清掃工場長の佐々木でございます。今お話しいただいたとおり、この

コロナ禍において今年度、豊島清掃工場は可燃ごみを処理するための清掃工場なんです
が、大量の不燃ごみによって3回も炉が停止してしまいました。現在もあまりいい状況
ではないです。分別が悪くて、本来可燃ごみを処理する清掃工場に不燃ごみが大量に入
ってしまいますと、やはり清掃工場の安定稼働に支障を来してしまいます。

あと、やはり、ごみとなっているものはどんなものが入ってくるか分かりませんので、
それを除去する作業というのは人手において大変危険な作業を行うことが必要になりま
す。ですので、一廃計画改定において、食品やプラスチックを含めまして、このリユース、
それからリサイクル、こういったもののベースは分別ですから、この分別意識がより
徹底されまして、ひいては普段の日常のごみの分別がよくなるとよいと期待してお
りますので、そのような計画になるとよいと期待しております。

以上でございます。

- 清掃事務所長 ごみの分別に関しましては、10月の区政連絡会で、町会にごみの分別
をお願いするチラシ等をお願いしたところでございますが、町会に入っていない方もお
られますので、今、清掃事務所の職員が、ごみ集積所で特に未分別や散乱、あるいは不
法投棄が多いようなごみ集積所の周辺の地域住民に対しまして、分別を呼びかけるチ
ラシをポスティングしているところでございます。

あと、これまでも、ごみの集積所に出ているごみで未分別のものについては、警告シ
ールを貼って、取り残しとかをしていたんですが、今後、それをより一層徹底してい
こうということで、今検討を進めているところでございます。

- 田中委員 災害廃棄物に対して8つに分けております。コンクリートがら、適正処理困
難物、7ページですか、写真がでございます。これの廃棄、いわゆるコンクリートはコン
クリートで集める置場をつくるというようなこと、また、金属くず、それからほかの可
燃物は可燃物で場所を分けるということで考えていてよろしいのでしょうか。

それから、このごみをどのように処理するのか。例えば今、現在の生活は畳の生活で
はなくなってきている、畳の数は少なくなってきている。畳は、じゃあ、どのように処
分するのか。そこら辺、この8つの項目でどういうふうに処分するのか、ちょっと教え
ていただければありがたいんですけども。

- ごみ減量推進課長 7ページにあるような形での、主な災害廃棄物ということでござ
いますけれども、実際、仮置場のほうは、例えば総合体育場であれば1つの総合体育場
の中にそれぞれそのスペースを設けて、これらを全てスペースを分けた上で置くと。総合
体育場は例えばコンクリートがらだけという形ではなくて、1つの総合体育場の中にコ
ンクリートがらの置場、それから木くずの置場とかという、それぞれ置場を1つのスペ
ースの中で決めて順に置場を決めておくと。それで、車はその周りを回るような形でそ
れぞれ排出できるようにすると。そういうような形でイメージをしているというところ
でございます。

それぞれのものがどのように再生なり処分をされていくかといったフローは、27ペ

ージにフローという形で載せさせていただいております。例えばコンクリートがらということであれば、破碎等をした上で路盤材等に利用するとか、木くずもこのようにございますし、金属くずなんかについては金属部分を取り出して資源として売却するといったことですか、そういったような形でそれぞれどのように処理していくかというようなところも記載させていただいているというところでございます。

- 青木委員 青木と申します。先ほど委員からもあった、区民への周知というところで、やはり分かりやすく、平時からどのように、このような大規模災害があったときには、まずは生命第一ですから、自分の命は守る、そして生活ですよ、次は生活をどうしたらいいかということですから、ごみというのはその後に来る問題ではないかと思うんですけども、それはどうやって処理したらいいのかということ、やっぱり分かりやすく、チラシとかそういったもので日頃から周知すると。そして、やはり区民と一緒に、自助・共助・公助と言われているように、自分でできない場合に、町会なり商店街なり、マンションの管理組合であったり、ボランティアの方たちをお願いして、どのように片づけていったらいいのかということ、その流れが平時から分かっていたら、起きたときに、ビニール袋に割れた食器とかを入れると底が抜けちゃいますので、どういうふうにして捨てたらいいのかとか、そういったことが日頃からある程度分かっていたら、行動しやすいんじゃないかなど。

私の町会では、年に2回、地域清掃というのをやっています、50人ぐらい参加してくれるんですよ、小さいお子さんから。ごみ袋を持って、地域を30分ぐらいかけて掃除するんですけども、そういうことを通して、地域にこういうものが捨てられているとか、こういうところに捨てちゃいけないよねということが子どもにも分かりますし、そういうことをやっぱり実践していく。そういうところに、やっぱり清掃局の方たちも、大変でしょうけれども、1人でも来ていただくと、いろいろ説明を受けながら、できるなど。防災訓練というのは年に2回やっていますよね、学校で。避難の仕方とか人命救助とか。そういうことと一緒に、大規模災害が起きたときに、ごみ処理はどうしたらいいかということが体験できないと、頭では分かっているけど、やっぱり行動がなかなかできないと思います。

以上です。

- ごみ減量推進課長 ありがとうございます。やはりご指摘いただきましたとおり、まずは人命と、それから避難生活、その上でごみの処理といったところが出てくるというところで、それをやはり区民に分かりやすく、こういうふうな形になっていて、ごみの種類として、こういう片づけごみですか避難所ごみですか生活ごみをどうすると、まさにここに書かれていることを事前に周知していくというところがやはり重要なことというふうに考えております。

この計画が策定できましたら、そういったところの周知と、あとは訓練の中にもやはりそれを組み込んでいくといったことですか、防災訓練を様々やっていますけれども、

それで避難所の生活体験といったところも始まっているというところもありますので、そういったところの中に、実際生活するんだけど、じゃあ、ごみはどうするといったところの視点とか、そういったところをやはりしっかり入れていくといったところが重要なというふうに思いますので、この周知というのを普段から、こういうふうなことをお伝えしていくというところが非常に重要なというふうに考えております。ありがとうございます。

- 石原委員 石原です。通常からのごみの分別についてのことなんですけれども、やっぱりちゃんと分別されていない方で、外国人の方が結構いらっしゃるんですね。それで、ご両親は日本語が読めないんですけれども、お子さんは区立の小学校に行っていて日本語ができる家庭が結構あるので、教育というか、小学校ぐらいのお子さんたちにも分かりやすく説明できるような何か資料を学校に配っていただけるとかすると、多分、お子さんが、学校で習ってきたからってご両親に伝えるんじゃないかと思います。

それで、最近、通常の集積所にも英語表記とか中国語表記があるんですけれども、これからもずっと、多分、豊島区は100か国ぐらいのいろいろな方が住んでいらっしゃるので、そういう方たち向けに英語表記と中国語表記はぜひ入れていただきたいと思います。

- ごみ減量推進課長 ありがとうございます。日常からのごみの分別というところで、外国籍の方へのというふうなお話がありました。外国籍の方へのというところだと、やはりお知らせの多言語化というところをさせていただいております。分別の表ですね、それから町丁目ごとに、何丁目は何曜日かというようなところを現在は8か国で用意しております。英中韓と、それから最近特に増えておりますベトナム、ミャンマー、ネパール、それからプラスしてタイ、ヒンディー語をそれぞれ用意しておりますので、そういったところをご活用いただくというふうなことをさせていただいております。

あと、集積所のほうに、昨年度、多言語の、言語を選択した上でその分別の表をご覧いただけるQRコードを集積所に貼らせていただきました。それを読み込んでいただくと、言語を選択してその分別の表が一覧で見られるというふうなものがございますので、そういったところをご活用いただきたいというところがございます。

児童・生徒等への教育といったところも、授業の出前講座とかでさせていただいておりますが、こういったところも、外国籍のお子様向けへのものということで、その8か国語のものですとかそういったものなんかを、やはり今後はきめ細かにお渡しとかをできればいいかなというふうに考えてございます。

さらに、外国籍の方にもお使いいただきやすいようなものですけれども、そういったものの開発とか、特に今はSNSですとかアプリですとかそういったものなんかの利用も進んでいますので、そういったところを活用しながら、さらに便利なものを用意していきたいと思っております。

- 磯委員 時間がないので1つだけ確認をさせていただきます。47ページから49ページ

ジにかけての有害物質や有害物質含有の廃棄物というところなんですけれども、ここでアスベストの点について1つだけお聞きをさせていただきます。

平常時の対応並びにがれき処理における有害物質に対する留意事項というところで縷々書いていただいておりますが、例えば倒壊した建物でアスベスト、鉄骨なんかは、昔、耐火被覆でアスベストを使っておりましたので、それが例えば倒壊しているところで、発災後に露出している場合の養生というか、今、処理するのはプラスチックバッグやフレコンバッグで二重梱包や固定化して回収するとなっていますけれども、回収に至るまでに、それが露出して地域の方たちがアスベストを吸引するということも考えられると思うんですけれども、そういった部分の平時からの、どこにアスベストを使っている建物があるか。

これはリサイクル・清掃審議会なので、なかなか難しいとは思いますが、建築のほうとかと連携を取っていただいて、アスベストがありそうな……。公共の建物は全てアスベストを撤去するなり固めるなり何かしたと思うんですね、学校や何かで耐震をやりながら。ところが民間のものというのは分かりづらいですけれども、築年数によっておおむね把握できると思いますので、アスベスト等も、そこら辺をちょっと事前に平時のときにリサーチしておくことがいいのかなと思う点と、発災して露出した、回収に至るまでのアスベストの養生というんですか、近隣の方たちが吸わないための養生等々はどこの所管課でやられるのかなという点だけお聞かせいただければと思います。

○環境政策課長・環境保全課長 私、環境政策課長と保全課長、両方を所管していますので、全てはちょっとお答えしかねますけれども、今、アスベストについては、解体に関わることについては一定の届出の基準がございまして、ただ、今度、法改正がございまして、今、届出義務がないところも、細かいところについては一定の基準以下のものでもお届けをいただくというような形の動きがございまして。これについては、今、磯委員がおっしゃったように、通常時のアスベストの状況について、指導・監督という義務が今後生じてまいります。ただ、今まで届出がなかったものですから、そういったものまできちんと把握して指導していくという、これからすごい作業が発生してくるわけがございまして、こういった、今、私がお答弁している最中にも災害は発生する可能性がありますので、悠長なことで構えているわけにはいきませんが、今後、きちんとした形で私どもも指導・監督する立場で、これは建築のほうとも連携を取りながら現場に入っていく、きちんと指導をしていくという日常活動の中できちんと把握をしていきたいというふうに思っています。

ただ、アスベストの把握については、必ず、人間の目視でできるものと、それからアナライザーと申しまして、きちんとした計測器を持ってやらなければいけない両面がございまして、その辺は今、環境清掃部長が最初に答弁申し上げましたけれども、今は基本計画の中でございまして、今後具体的に、日常的なアスベストあるいは環境面の形をどうしていくのか、それを今後いかに発災時につなげていくのかといったところは、

ちょっと宿題という形で、今後、マニュアル作成等も含めて検討していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

- 会長 それでは、時間がちょっと押してまいりましたので、今回いただきましたご意見を基に事務局のほうでこの件に関しまして答申の素案を作成いただきまして、次回お示しいただければと思います。

それでは次に、議事の2番です。豊島区一般廃棄物処理基本計画改定の方向性・前回の審議会ご意見について事務局から説明をお願いいたします。

- ごみ減量推進課長 それでは、これまでご議論いただきました内容についてちょっとまとめさせていただいております。資料4-3号と4-4号というところでございます。

4-3号のほうでございますけれども、大きく3つ議論させていただきましたプラスチック製容器包装の分別収集の件と、それから食品ロス削減の件、それから事業系ごみの対策をまとめおります。

方向性というところでございますけれども、プラスチック製容器包装につきましては、導入についての引き続き必要な検討を行っていただくというふうな形でまとめをいただいております。そのほか、主なご意見の整理ということで、国の動向についてのことで、それからリサイクル手法について、それからSDGs未来都市との関連といったところなんかのご意見がございましたので、これらを反映させていただきたいというふうに考えております。

食品ロスの削減は4ページ、5ページということでございますけれども、こちらも方向性ということで、資料のほうからの抜粋ということで、①から⑤までの取組を主に進めていくということで書かせていただきましたが、それについてのご意見ということで、子どもの教育、それから情報発信、関係部署との連携、保管場所についてといったご意見についても反映をさせていきたいというふうに考えております。

事業系ごみの対策といったところも、基本的な処理責任は排出事業者であるという原則を踏まえた上で、かなり民間移行のほうも進んできたというところもありますが、これ以上さらに進めていくといったところはなかなか難しいということ、それから事業者、消費者ともに、処理には費用がかかるというところを認識してもらう必要があるといったところで、移行促進は引き続きやるけれども、適正排出、こういったところをやはり促進するという形で事業系ごみ対策を行っていくというところでまとめさせていただきまして、それぞれのご意見と区の考え方といったところもまとめさせていただいたというところでございます。

こういったところを振り返りさせていただいた上で、次回に答申の素案をお示しさせていただきますんですけど、そのイメージとしてなんですけれども、資料4-4号ということで、基本方針、大きく3つということでリデュース・リユースの推進、質の高いリサイクルの実現、安定的で適正なごみ処理といった3つの基本的な方針を立てた上で、具体的に改定の中では、食品ロスの関係は基本方針1の中に重点項目として盛り込ませて

いただくということ、それからプラスチック製容器包装の分別収集に関しては、質の高いリサイクルといったところに反映させていくこと、それから事業系ごみのリサイクルといったところも、それぞれ計画改定のポイントということで入れさせていただいているというところがございます。

このような形で、これまでご議論いただいた内容を踏まえた上で、次回の審議会の際には答申の素案をお示しさせていただきますので、その際にまたご議論をいただければというふうに考えております。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

○会長 この件は、以前に議論が出たものについて事務局のほうでまとめていただいたものなんですけれども、ご確認いただきたいと思います。

その上で何かご意見、ご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、今回、ご意見を集約していただいたものを資料としてお出しいただいておりますけれども、何か問題等がございましたら早めに事務局のほうにお伝えいただければと思います。

では、今までのご議論を基に、事務局のほうで答申の素案を作成しまして、次回お示しいただければと思います。

今日の議論はこれで終わりになりますけれども、何かどうしても発言しておきたいということがございましたら、どの面からでも構いませんので、お願いいたします。

○藤居委員 1つだけ聞かせてください。災害が一旦収束したというか、地震が止まって、一番問題になるのはトイレ、し尿なんだろうと思うんですよね。続いて生ごみですかね。通常、例えば止まってしまったと。水洗も使えませんかといったときに、一般家庭で、マンションでも何でもいいんですけれども、災害時用の予備ですかね、そういうもの、簡易トイレというものは皆さん用意されているものですかねという、それが1つ。書いてあるけれども、実際に購入しているのかということなんですよね。それを凝固剤か何かを入れて、ある程度保管して出すというような流れだと思うんですけれども、一番大変だと思うんですよ。ほかの災害地で起きているわけで、それをどうするんだろうというような。

ちょっと汚い話かもしれませんが、水洗トイレで水が止まってどこまで使えるかといったら、3日間ぐらいは使えます。そういうものを見ているので。水が出るようになれば、あとは掃除して、きれいに流せるんですね。ですから、そこでは家族の頭数というのもありますけれども、そういう方法もあると。そのほかに今の簡易トイレでそういうふうにはしない限り、にっちもさっちもいなくなっちゃうわけだよね。それと生ごみ。

ですから、そこを区側は何らかの方法で、急いで回収できてくれば、特別車両が走っ

ているとか、特別にそれだけを回収していくというふうになれば、その他のことは分かりませんよ、冷蔵庫でも何でも壊れちゃうんでしょうから。その辺の問題ではそれが一番気になるというふうに思うので、何か次のときに、現状どうだったというのを、もしご存じでしたら教えていただきたい。

- ごみ減量推進課長 ご家庭のほうでどのぐらい組立て式の簡易トイレというところをお持ちいただいているかといったところは、やはり現状ではなかなか我々も今ちょっと把握していないところがございますので、防災課のほうとかでもそれがどの程度把握できるかというところはございますけれども、可能な限り、ちょっとその辺は確認をしてみたいというふうに思います。

それから、ご指摘いただきましたとおり、組立て式の簡易トイレということになりますと、それを凝固して緊急的には清掃工場のほうに搬入して焼却をするというふうな流れになっているというところがございますが、この辺りは、実例とかそういったところはもう少しちょっと確認をしてみたいというふうに考えております。

- 佐々木委員 清掃工場長でございます。今ご指摘いただいた、し尿の処理につきましてはまさに死活問題でして、発生量にしましても、こちらのほうで大体1日単位で195トンぐらいが出てしまうということで、し尿処理は死活問題です。

そこで、特別区災害時し尿処理スキームという、東京都下水道局、それから特別区間で決めているものにおきましては、やはり簡易トイレとかそういうものと、190何トンとかと出てしまうものは、多分清掃工場では処理しきれないと考えています。ですので、直接投入用のマンホールを指定しまして、直接投入用マンホールに投入する、これを主たる処分として定めていまして、そうしないと回らない状況になろうかと思えます。

あと、簡易トイレにしてしまいますと、今、清掃工場は23区全体で焼却余力というのが大体12%ぐらいしか平常時でございませぬ。そこに処理すべき災害時のごみ、それからし尿が来ると、やはりなかなか難しい現状があるのではないかなと思えますので、なるべくマンホール直接投入ということを優先に考えて、スキームに従って処理をしていかないといけないのかなと。

- 藤居委員 うまく誘導できれば、それにこしたことはないですね。

- 佐々木委員 状況としてはそのような状況でございます。

- 田中委員 東日本の実例といいますか、どのように処理されていたのか、回答できる範囲内でお願いできますか。

- 佐々木委員 申し訳ございません。東日本の処理の仕方につきましては、正確に把握していない部分がございます。ただ、そのときの状況ですけれども、初動体制において処理しきれなかった現状がございます。また、東北と特別区内では平常時のし尿回収の量、設備が全く異なります。例えば清掃一組でございますと、し尿処理施設は1か所しかございません。民間も恐らく2か所しかないかと思えます。くみ取り便所の数が極端に少

ないものですから、収集するバキュームカーの体制も十分ではないと思います。そういった中で、やはり下水道直接投入というのを優先して考えていかないと、なかなか難しい現状があるかと個人的には考えております。

○田中委員 避難場所と、それから避難していない方、避難場所なんかは随分行列をつくってお並びになってお困りになったと、健康を害した人がいらっしゃるというふうに承っていますけれども、その辺はどのようにこれからお考えになって解決していくのか、そこら辺はどのように思っているのか、できる範囲内で回答いただければありがたいんですけれども。

○ごみ減量推進課長 やはりトイレの問題は非常に重要とっております。避難所に避難した方でもやはりトイレは必要になってくるということで、トイレの下水の状況というところに当然よってくるかなというところがございます。

避難所のほうも、新しく整備した公園とか、そういったところなんかでもかなり今はマンホール用のトイレなんかの設置も進んでいるというふうに今聞いております。そういったところを活用しながら、下水道が復旧するまでの間、そういう場所を活用しながら、極力くみ取りですとか焼却といったところが必要ないような形でのマンホールトイレの活用というところをやはり進めていくという形なのかなというふうに考えております。

○会長 他に何かございますようでしたら。

(なし)

○会長 ないようですので、本日も長時間ご審議いただきましてありがとうございました。

(11時42分閉会)

<p>会 議 の 結 果</p>	<p>災害廃棄物処理基本計画ならびに一般廃棄物処理基本計画について方向性が示された。</p> <p>次回、これまでの審議内容をもとに、本審議会の答申案について確認を行う。</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>資料 4-1 号 豊島区災害廃棄物処理基本計画（案）</p> <p>資料 4-2 号 地域防災計画 関連箇所抜粋</p> <p>資料 4-3 号 計画改訂の方向性および主なご意見の整理</p> <p>資料 4-4 号 計画改定の方向性および改定ポイントに対するこれまでの審議会ご意見</p>
<p>そ の 他</p>	